

# 登下校・校外生活について

和木町立和木小学校

## 1 登下校について

- (1) 通学路を歩いて一列で歩く。
- (2) 8時までに集団登校する。
- (3) 下校途中、通院、通塾、寄り道はしない。(特別な場合は届け出用紙に記入の上、担任に届ける。)
- (4) 自転車・自動車等に乗せてもらって登下校しない。(特別な場合は担任に届ける)

## 2 外出について

- (1) 子どもだけで校区外に出てはいけない。  
(3年生以上で、保護者の許可があれば、通院・通塾のためなら校区外も可とする。)
- (2) 子どもだけで外泊はいけない。
- (3) ミュージックサイレンが鳴るまでには帰宅する。  
(3～9月 18:00 10～2月 17:00)
- (4) 自転車に乗れる範囲(ヘルメット着用)  
1・2年生……………保護者同伴  
3～6年生……………和木町内

## 3 映画館、遊技場等の出入り

- (1) コミュニティセンターや文化会館で上映される映画や演劇は子ども同士でもよいが、その他は保護者同伴とする。
- (2) 飲食店や遊技場は、保護者同伴のこと。
- (3) 蜂ヶ峯総合公園の有料の施設は保護者同伴で使用する。  
・自転車は入り口の駐輪場に置くのが望ましい。  
・下り坂では、必ず自転車を押して歩く。

## 4 魚釣り、水泳について

- (1) 魚釣りは、保護者と一緒に行く。
- (2) 学校のプール以外での水泳や水遊びは、保護者と一緒に行く。

## 5 交通安全について

- (1) 自転車は自分の体にあつたものに乗る。
- (2) 交通のきまりや「自転車の安全な乗り方」のきまりを守って乗る。飛び出し・二人乗り・並進・右側通行をしない。

## 6 遊ぶ時のきまりやマナーについて

- (1) 外出するときには、家の人に行き先、遊び相手、帰る時刻を告げてから出かける。
- (2) 大人が留守の家では遊ばない。
- (3) おやつ等の食べ歩きはしない。ごみはくずかごに入れるか、家に持ち帰り、絶対に捨てない。
- (4) お金や物を、あげたりもらったりしない。
- (5) 道路での遊び、線路近くでの遊び、火遊び、エアガンなどを使っての遊びなど、危険な遊びをしない。
- (6) 公園などで遊ぶときには遊び道具を大切にし、他の人の迷惑にならないようにする。  
(近くに民家があるところでのキャッチボール、サッカーはやらない。)  
※あけぼの公園、坂根公園ではボール遊びができます。公園のきまりを守って遊びましょう。
- (7) コミュニティセンター、文化会館、分館、体育センター、プールでは使用上のきまりをよく守る。
- (8) 子どもだけで川や河原に行かない。

## 7 その他

- (1) 知らない人にはついて行かない。「いかのおすし」を守る。
- (2) 善行、非行、事故などがあつたらすぐに学校に知らせる。
- (3) 下校後、忘れ物は取りに来ない。
- (4) <保護者の方へ>

・万が一事故等が発生した場合は、たとえ県外であっても必ず学校へお知らせください。

(不審者の場合には、第一報は警察にご連絡ください)

(和木小学校 電話 53-2655)